

## 復興記念碑（尾中地区）

和歌山県は「災害県」とも呼ばれるように、梅雨時の大雨や台風、土砂災害などによって繰り返し大きな被害を受けてきました。また、東南海・南海地震は約90年から150年周期で発生しており、巨大地震の発生も危惧されます。

繰り返し起こる災害に対し、先人たちは災害の記憶を後世に伝えるために、紙・木・石などに記録を残しており、県内では江戸時代以降のものが多く知られています。近年では大規模な災害の発生を受けて、過去の災害の記憶を今に伝える資料が改めて注目されています。町内では昭和28年（1953年）7月18日に発生した大水害「7・18水害」に伴う石碑が多く存在しており、尾中地区に建てられた復興記念碑もその一つです。

7・18水害では、梅雨前線の活発な活動により県中部山岳地帯で集中豪雨となり、有田川流域でも大規模な土砂崩れが発生し、堤防が決壊して大氾濫となりました。県内における人的被害は、死者615人、行方不明者431人、重軽傷者6600人以上、家屋の被災

8600棟余り、被害者総数約25万人という大惨事となり、県下史上最悪の気象被害といわれています。最も被害の大きかった有田郡では、総人口の約6割が被災者となりました。

復興記念碑は有田川の堤防上、尾中公民館の西側にあります。7・18水害からの復興を記念し、昭和35年（1960年）5月に建立されたものです。石碑の裏面には次のような文章が刻まれています。

「昭和28年7月18日、いまだかつてない大水害の被害を受け、出・尾中地区の堤防が約1kmにわたって決壊し、死者25人、負傷者多数を出した。家屋や田畑が流失し、荒野と化したので、昭和29年（1954年）7月に国費・県費で復興に着手した。川幅は約70mを1.2kmにわたって拡幅し、宅地造成により家屋120戸を移転した。流失や埋没した田畑は災害耕地復旧事業に着手し、河川改修特別委員会や土地改良区および地元住民の協力を得て、昭和35年5月に完成を見た。よって永久に記念するために本碑を建立する」。

昭和28年の大水害から60年以上が経過し、今後ますますその記憶が風化していくことが予想されます。身近に残る災害の記録は、災害への記憶や教訓を未来へ伝える大切な場所といえます。

